



一主が与えられようとしている地で民の齢が長くなるため— (6) 殺すな (7) 姦淫するな (8) 盗むな (9) 隣人に偽証するな

(10) 隣人の家、妻、奴隷、家畜. . . 自分がないものすべてを欲しがらな

イエスの時代のパリサイ人たちははじめ宗教家たちは掟を守ることによって「義」を全うすることができると信じ、これらの掟をすべて守っていると自負していましたが、神が掟を授けられたとき、「<sup>つみびと</sup>罪人」である人間にはそれが不可能であることを初めから知っておられたので、実は十番目の掟を基本原則の「十戒」の中に組み入れられたのでした。十戒の最初の四つの掟は神と人との正しい関係（縦の関係、霊的きずな）を保つための掟で、残りの六つの掟は人の他人との正しい関係（横の関係、この世のきずな）を保つための掟でした。すべての掟は違反を法定で裁くことができるように与えられたのですが「どんな咎でも…罪でも、すべて人が犯した罪は、ひとりの証人によっては立証されない。ふたりの証人の証言、または三人の証人の証言によって…立証されなければならない」（申命記 19: 15）という掟も定められていました。つまり、証人がいなければ法廷で裁かれることはないわけで、律法には、この世の目から自らの罪を覆い隠すことのできる抜け道があったのです。十戒の中で十番目の掟だけは例外で、人の心の中に生じる罪を扱っており、すなわち、この世の法廷では裁くことのできない掟でした。神はこの掟を十戒の中に含まれることによって初めから、罪ある人間が人間を正しく裁くことに限界があることを教えておられたのですが、宗教家たちは抜け道を作って自らを偽装する専門家でしたから、キリストが指摘されるまでは、人々はみな、掟を犯していながら、守っていると主張していたのでした。

他人に分かる律法違反をすることや社会の法に触れる罪悪を犯すことが「罪人」の定義になっていたイエスの時代、一番目から九番目までの「十戒」を守っていた者たちは、律法によって自らの義を全うすることができると信じていた者たちでした。しかし、人々の心の中にあるものを見抜くことのできたイエスは、そこに罪の根源があり、法廷で裁かれ公に知られるものは罪のほんの一部に過ぎないことを、人々に教える必要を感じられたのでした。人の心の奥深くにあって他人に知られることがないため、「十戒」の十番目の掟を犯していながら、自らを義なる者と誇っていた者たちに、神が授けられた掟の正しい解釈を教える必要があったのです。

冒頭に引用した「『……』と言われたのを、あなたがたは聞いています」で始められた山上でのイエスの教えは、ヘブル語聖書に記されている六つの掟に言及して、間違っ<sup>て</sup>語り継がれてきた律法解釈を正したものでした。まず、十戒の六番目の「殺すな」という掟に関して、イエスは殺人行為の根底にあるのは潜在する怒りであって、たとえ殺人という行為に至らなくても、兄弟に向かって腹を立てる者は殺人を犯すと同じ罪の状態であることを指摘されました。兄弟との和解をしない限り、その人の心の中にくすぶっている「赦せない」心の状態は、いつでも殺人行為に移行する危険性をはらんでいるのです。人の目には行為が起こって初めて律法違反と分かることも、心の状態をご覧になる神の目から見れば罪、紛れもない律法違反なのです。

次にイエスは、七番目の「姦淫するな」という掟に言及され、愛があれば姦淫も合法であるとするこの世の基準に対し、心の中で情欲を抱くだけでもすでに姦淫の罪に等しいと正されました。言うまでもなく、十番目の掟の「隣人の妻を欲しがらな」に触れるみだらな心の状態、罪です。三番目にイエスは、「離婚を認める」掟に言及されました。ヘブル語聖書ではっきり打ち出されていた「妻に何か恥ずべき事を発見したため」という離婚認可の原則が、イエスの時代にはいつの間にか見過ごされて、モーセの掟の中でも離婚は全くの例外であったことが、人々に正しく伝えられていませんでした。そこでイエスは創造のときにさかのぼり、神が制定された結婚は神の前での男女相互の献身の約束であり、聖くあるべきものであるという正しい結婚観を、離婚が生み出す不道德の蔓延を指摘されることにより教えられ、離婚が神のみ旨ではないことを明確にされたのでした。

四番目に、イエスは十戒の九番目の掟「隣人に偽証するな」を取り上げられ、誓いは神に向けられる真剣なものであるべきことを教えられました。そもそも誓いとは、誠実さを奨励するためのものでしたが、イエスの時代に至るまでに、ユダヤ人の間では律法尊重主義的な体制が築き上げられ、律法遵守を可能にするため、誓ったことから逃れる道をうまく備えておくという方策が取れるようになっていました。しかし、どのような誓い方をすれば誓いを果たさなくても言い逃れができるかを知って誓うとしたら、そのような誓いは偽ることを正当化する道でこそあれ、もはや本来の誓いとは無縁なものなのです。イエスが弟子たちに禁止されたのは、誠実な誓いそのものではなく、当時まかり通っていたそのような詭弁でした。

五番目、六番目にイエスは、やはり当時軽視されていた隣人との正しい人間関係の基本原則 — 自己犠牲と隣人愛 — に言及されました。旧約の「受けた暴力を越えない仕返しに留めればそれで問題は治まる」という掟『目には目で、歯には歯で』が、「掟を破らない範囲でどの程度まで仕返しができるだろうか?」という捉え方で受けとめられるとき、その掟はもはや、復讐心、憎しみ、恨みを助長するものでしかないのです。この世の合法的な考えは「公平」を主張しますが、イエスは、所有物、時、場所、お金、法的権利等、すべての権利を放棄することによる自己犠牲のみが流血の反目、不和に終止符を打つ最高の武器であることを教えられたのでした。ヘブル語聖書の掟「自分の隣人を愛し（なさい）」に後世、伝統で加えられた「自分の敵を憎め」という教えに対し、イエスは、救いの手を差し伸べる必要のある者すべてを「隣人」とみなし、義のゆえに、また、イエスのゆえに「迫害する者」を「敵」として言及され、しかし敵をも含めすべてを愛しなさいと教えられたのでした。

このようにイエスは、十番目の掟が指し示している心の中の罪が、先行する全ての掟違反の引き金を引くことを指摘され、すなわち、すべての人が神の前に「罪人」であることを明確にされ、人はだれも、神の高い水準の掟を遵守すること、すなわち、自らの義によって「完全」になることはできないことを教えられたのでした。